

うつくしま、エコ・リサイクル製品 認定制度



うつくしま、エコ・リサイクル製品

～令和7年度募集～

認定を希望するリサイクル製品を募集しています。

募集期間

随時受け付けています。

ただし、認定審査会は年2回予定しており、各期日以降に申請のあったものは次の回の審査対象となります。

第1回審査会の対象(令和7年10月1日付け認定分)
令和7年6月6日(金)申請分まで

第2回審査会の対象(令和8年4月1日付け認定分)
令和7年11月7日(金)申請分まで

応募方法

環境共生課ホームページより申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、関係書類を添えて、下記窓口へ直接持参するか、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、申請書の記載方法、添付書類については、環境共生課ホームページの「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定申請書等記載要領」等を参照してください。

認定を受けると

- ◆ 認定証を交付します。
- ◆ 認定マークを利用して、認定を受けた旨を表示することができます。
- ◆ 県のホームページやパンフレットに認定製品を掲載して、PRします。
- ◆ 環境イベント等で認定製品を展示して、PRします。
- ◆ 認定製品販売促進や製品開発等のための補助制度があります。
- ◆ 県の公共事業で積極的に使用を図ります。
- ◆ 認定製品を利用する市町村に対する補助制度があります。

申請窓口・お問い合わせ先



うつくしま、エコ・リサイクル製品
認定マーク

福島県 環境共生課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7248

電子メール kyousei@pref.fukushima.lg.jp



福島県の地球環境保全の
キャラクター「エコたん」

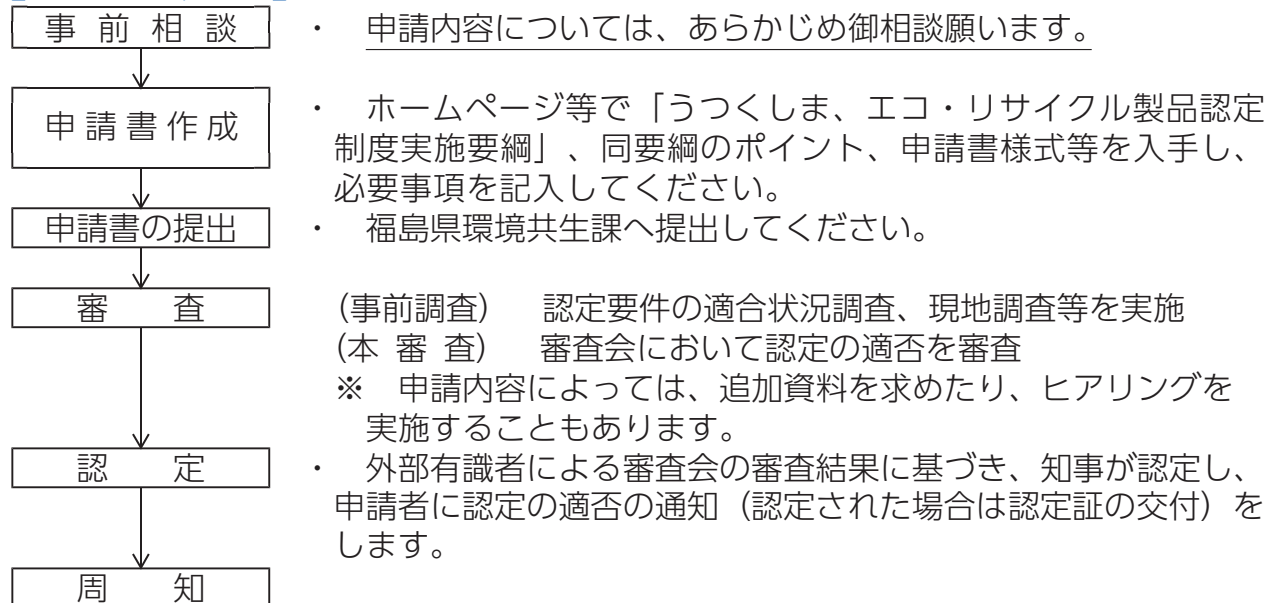
【認定対象製品】

循環資源（廃棄物等のうち、循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるもの）を原材料の全部又は一部として製造された品質等が均一な製品のうち、以下の要件に適合すると認められるものが対象となります。

- (1) 県内に事業所を有する者により、主として県内で発生する循環資源を利用し、製造されたものであること。
- (2) 廃棄物等の有効利用及び減量化に資するものであること。
- (3) 環境への負荷の低減についての十分な配慮その他環境保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造されたものであること。
- (4) 申請時において既に県内で販売されていること又は申請の日から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実であること。
- (5) 安全性への配慮、規格等、循環資源の配合率について定める、うつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準に適合していること。

- 循環資源を原材料として、「再生利用（リサイクル）」により製造された製品を対象としていますので、循環資源の全部又は一部を加工等せず、そのまま繰り返して使ったり、修理を行って使用する「再使用（リユース）」は対象となりません。
- 製品の品質、安全性等が一定していなければ、認定時と異なる品質等の製品が流通するおそれがあるため、「品質等が均一であるもの」を対象としています。

【認定の流れ】



※ 申請の内容によっては、認定されない場合や継続審査となる場合があります。

「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」については、福島県環境共生課のホームページに掲載しており、申請書等をダウンロードすることができます。

うつくしま、エコ・リサイクル製品

検索